

# 令和6年度 堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金

## 事業概要詳細版

before



after



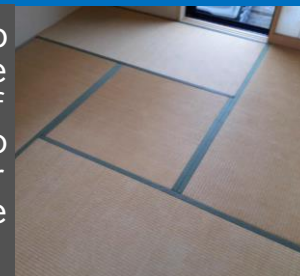
before



after



before



after



after



before



そのまま住んでも

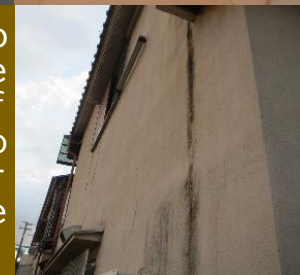
住んでからリフォームしても

リフォーム後を購入しても

最大

120万円

before



after



after



before



after



before



# 目次

- 1. 事業概要・窓口 …… P.1～
- 2. 世帯要件 …… P.7～
- 3. 住宅要件 …… P.15～
- 4. 必要な書類 …… P.25～

# 1. 事業概要・窓口

## <事業概要>

空き家を取得し、**市外転入**又は**市内の賃貸住宅から転居**した**若年世帯・子育て世帯**に対して空き家の**取得に要した費用を補助**し、空き家の活用及び若年世帯・子育て世帯の市外からの転入及び市内定住を促進します。

## <令和6年度の拡充内容>

- 令和5年度に購入し、**令和6年3月1日から令和7年2月28日までに引越し**をされた方も申請できます。
- 若年単身世帯（配偶者等がない世帯）も補助の対象**に拡充しました。  
※若年単身世帯は、令和6年度に売買契約を締結した世帯に限ります。

## <補助額など>

<b>補助対象経費</b>	<b>補助対象住宅の購入に要した費用</b> 売買契約書における土地代金及び建物代金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計
<b>補助額</b>	<b>補助対象経費の1/2または120万円のいずれか少ない額</b> ※千円未満は切り捨て。予算の範囲内で執行します。
<b>予算額</b>	<b>3,600万円／申請先着順。</b> 予算の範囲で執行しますので、住宅を購入されても補助受付を終了している場合は、補助金を交付できません。

## <申請受付期間など>

<b>申請受付期間</b>	<b>令和6年5月1日～令和7年2月28日</b> (平日9時から12時、12時45分から17時30分) ※但し、申請書類に不備のない方から先着で受付し、令和6年度予算に達した時点で受付を終了しますので、予定より早く受付終了することがあります。(R6年度予算3,600万円) 予算の執行状況は市HPをご確認いただくか住宅施策推進課へお問合せください。
<b>申請方法</b>	書類一式をそろえて、住宅施策推進課へお越し頂き、申請手続きをしてください。 堺市電子申請システムから申請することも可能です。 不備がある場合、受付できません。 各区役所では手続きできません。

## <補助金交付までの流れ>

### 1. 転入・転居の検討

- 世帯要件を満たしているか確認してください。
- 住宅要件を満たす堺市内の空き家を探してください。  
(堺市で空き家の斡旋はしておりませんので、不動産事業者にご相談ください。)

住宅施策推進課へ**事前に要件確認**頂くことをおすすめします

### 2. 住宅の購入

- 建物状況調査を未実施の場合は、調査を実施してください。
- 要件を満たした空き家の売買契約を締結し、建物・土地の所有権移転をしてください。

### 3. 転入・転居の手続き

- 堺市内の各区役所市民課で住民登録の手続きをしてください。

### 4. 申請手続き

- 必要書類一式をそろえて、住宅施策推進課で申請手続きをしてください。
- 堺市電子申請システムから申請することも可能です。
- 必要書類が分からない場合は、申請前にご相談ください。

### 5. 要件確認・補助額の確定

- 市が要件を満たしているか確認します (1~2か月程度)。  
要件を満たしている場合は、予算の範囲内で交付可能な補助額を確定します。  
補助額が確定すれば、市から郵送で補助額と振込予定時期をお知らせします。

### 6. 補助金交付

- 補助額の確定後、1か月程度で指定の口座へ補助金を振込みます。

## <申請・問合せ先>

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課  
(市役所高層館14階)

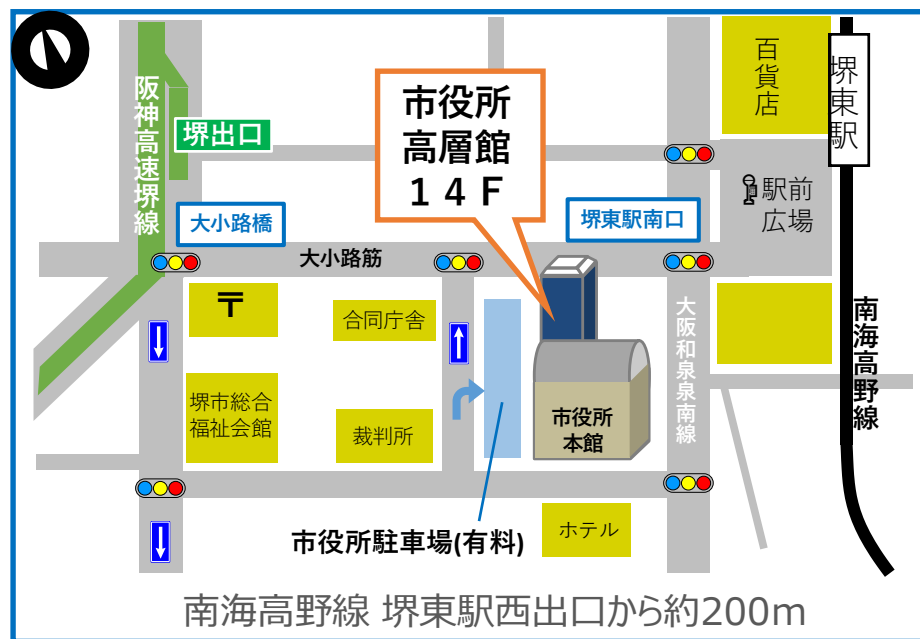
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

☎TEL 072-228-8215 (直通)

☎Fax 072-228-8034

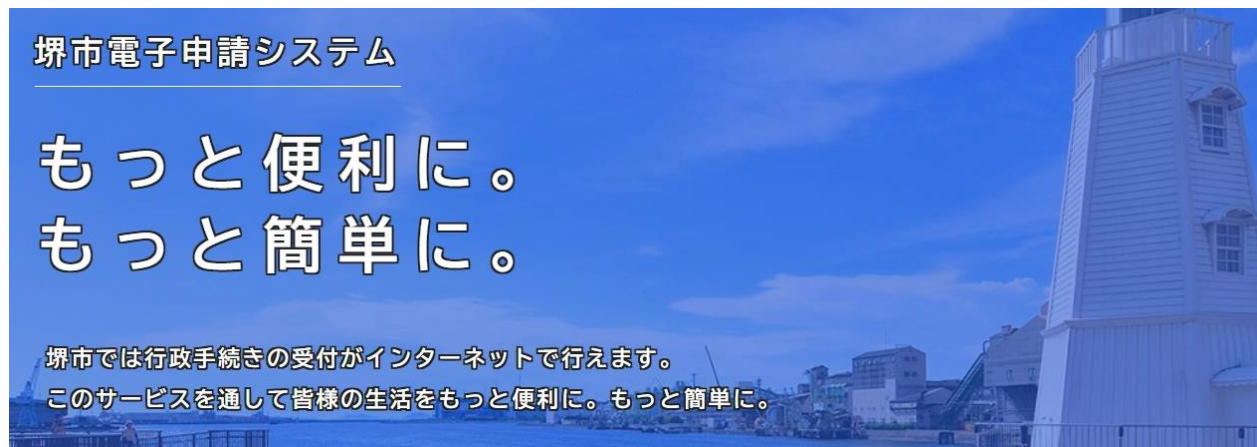
✉Mail [jusui@city.sakai.lg.jp](mailto:jusui@city.sakai.lg.jp)

平日9時～12時、12時45分～17時30分



## <堺市電子申請システム>

令和6年度より、堺市電子申請システムからも申請できます。



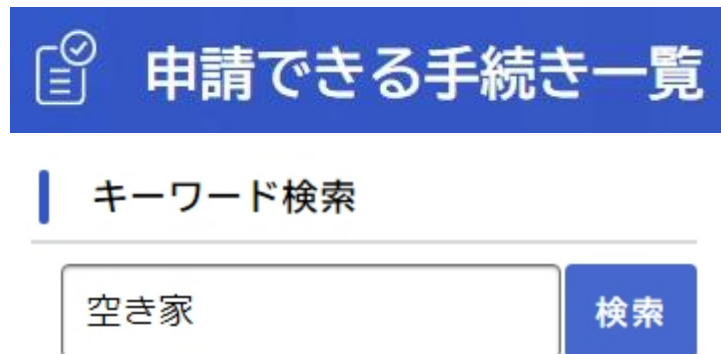
申請できる手続き一覧のキーワード検索で「空き家」と検索してお手続きください。

添付する書類は、

- ・ スキャンデータ (PDF)
- ・ 画像データ (JPEG等)

とし、鮮明に文字等が確認できるものをご準備ください。

※不鮮明で読み取れない場合、差し戻しさせて頂く場合があります。



申請できる手続き一覧

キーワード検索

空き家

検索



## 2. 世帯要件

## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

### 世帯要件

- ①若年世帯または子育て世帯
- ②申請者、または申請者及び配偶者等が補助対象住宅及びその住宅の存する土地を購入した。
- ③市外から転入した世帯については、転入前に1年以上継続して市外に居住していた。  
市内で転居した世帯については、転居前に市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住していた。
- ④世帯全員が暴力団または暴力団員もしくは暴力団密接関係者でない。
- ⑤世帯構成員全員が堺市の課する市税を滞納していない。
- ⑥生活保護を受けていない。

## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

### ①若年世帯または子育て世帯

#### <若年世帯>

- ・補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日時点で申請者または配偶者等※の満年齢が**39歳以下**

※配偶者等…配偶者、堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナー、堺市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナー及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいいます。

- ・配偶者等がない世帯にあつては、**令和6年度以降**に補助対象住宅の売買契約を締結した世帯に限ります。

本人39歳  
パートナー40歳  
パートナーの父の  
3人世帯



本人30歳、  
本人の両親の  
3人世帯



本人45歳  
配偶者45歳  
子15歳、20歳の  
4人世帯



本人28歳  
子1歳  
の2人世帯



#### <子育て世帯>

- ・補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日時点で満年齢が**18歳未満の子**を有している
- ・申請日時点で補助対象の住宅に**同居**している

補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日

契約日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの場合は、令和5年4月1日  
契約日が令和6年4月1日から令和7年2月28日までの場合は、令和6年4月1日

契約日

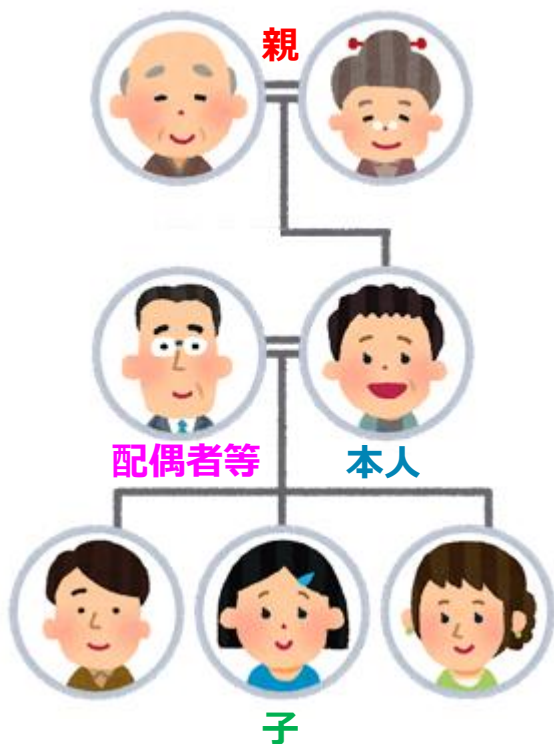
申請日

## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

### ②申請者、または申請者及び配偶者等が補助対象住宅及びその住宅の存する土地を購入した。

・補助金の申請をできる方は、補助対象住宅とその土地を**購入した方**です。

★購入者が誰かは、売買契約書で確認します



例	補助の可否	申請者となる方
住宅・土地の購入は <b>本人</b>	○	<b>本人</b>
住民票の世帯主は <b>本人</b> であるが住宅・土地の購入は <b>配偶者等</b>	○	<b>配偶者等</b>
同居している <b>親</b> と <b>本人</b> の共有で住宅と土地を購入	×	
同居している <b>子</b> と <b>本人</b> の共有で住宅と土地を購入	×	
住宅の購入は <b>本人</b> であるが土地は <b>配偶者等</b> と <b>本人</b> の名義で購入	○	① <b>本人</b> ② <b>配偶者等</b>
住宅の購入は <b>本人</b> であるが土地は <b>配偶者等</b> の名義で購入	○	③ <b>本人</b> と <b>配偶者等</b> (連名) のいずれか
住宅の購入は <b>本人</b> であるが土地は <b>親</b> の名義で購入	×	

配偶者等…配偶者、堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナー、堺市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナー及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいいます。

## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

③市外から転入した世帯については、転入前に1年以上継続して市外に居住していた。  
市内で転居した世帯については、転居前に市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住していた。



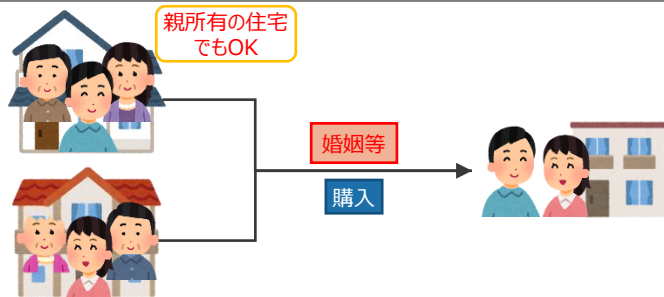
市外から転入した世帯は、  
転入前に**1年以上**継続して市外に居住

市内転居した世帯は、  
転居前に堺市内の賃貸住宅に**1年以上**継続して居住

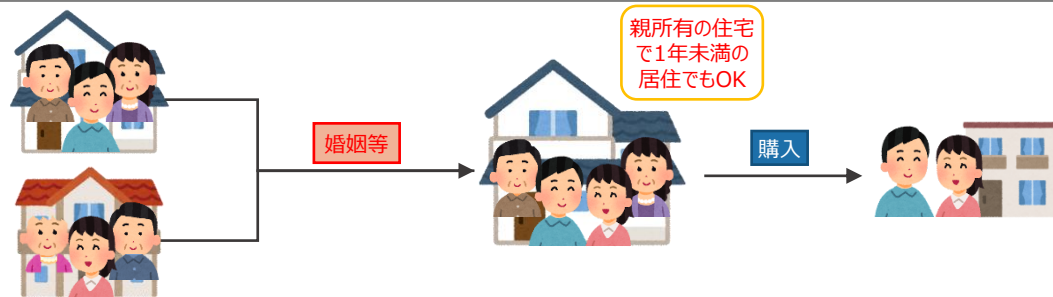
ただし、**婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した補助対象世帯**で、  
「補助対象世帯の誰かが所有する住宅」以外の住宅に居住していた場合 **(以下の例) は申請できます。**

### 例外1 夫婦等のどちらかが堺市内で親族と同居していた場合

パターン(1) 婚姻等を契機に対象住宅を購入

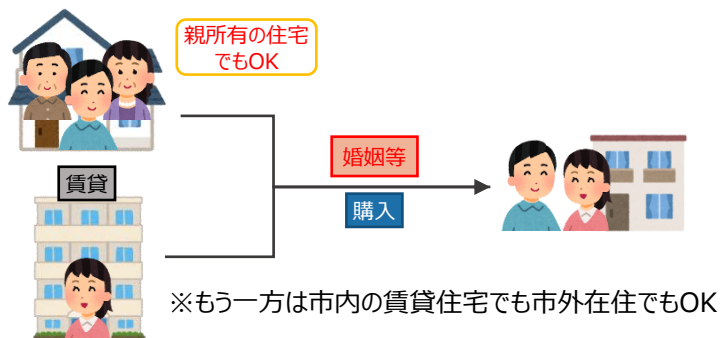


パターン(2) 婚姻等を契機に親族と同居していたが、対象住宅を購入



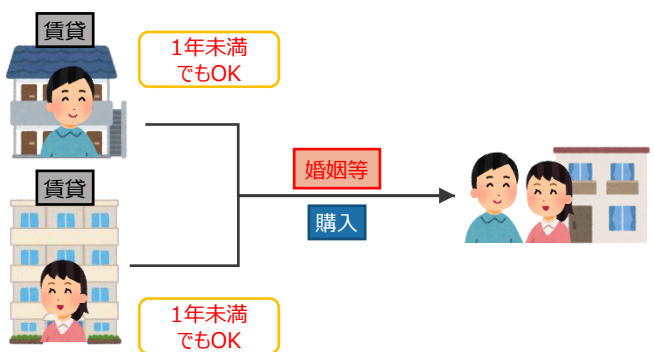
## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

### 例外2 夫婦等のいずれかが堺市内で親族と同居していた場合

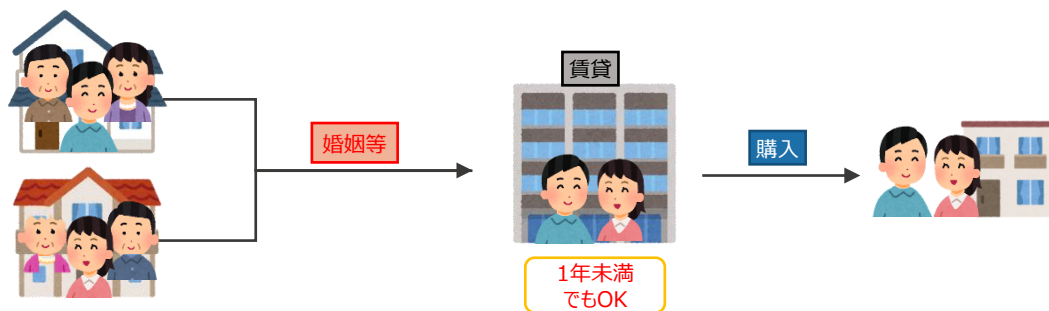


### 例外3 夫婦等のどちらもが堺市内の賃貸住宅に居住していた場合

#### パターン（1）婚姻等を契機に対象住宅を購入



#### パターン（2）婚姻等を契機に賃貸住宅へ入居していたが、対象住宅を購入



## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

④世帯全員が暴力団または暴力団員もしくは暴力団密接関係者でない。

⑤世帯の構成員全員が堺市の課する市税を滞納していない。

●市民税は、毎年1月1日現在にお住まいの市区町村で課税されます。

●世帯の構成員のうち、だれか1人でも市税の滞納があれば、補助金は交付できません。

⚠市税務部と分割納付の誓約を結んでいて、当該誓約どおり納付している場合であっても、未納がある限り要件を満たしておりません。

⑥生活保護を受けていない。

## 2. 世帯要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

以上6項目が、世帯要件です。

- ⑤世帯の構成員全員が堺市の課する市税を滞納していない。
- ⑥生活保護を受けていない。

の2項目については、**同意書（様式第2号）の提出**により、庁内関係部署に照会の上、要件確認をさせていただきます。



## 3. 住宅要件

### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

#### 住宅要件

- ①住宅の存する土地が災害レッドゾーンに指定されていない。
- ②申請者が住宅の売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であった。
- ③耐震性能を有していること。
- ④建築基準法令の規定に違反し、堺市が是正等の命令を行った建築物でない。
- ⑤世帯の構成員全員の居住の用に供する。
- ⑥一戸建ての住宅または長屋住宅である。
- ⑦建物状況調査を実施している。
- ⑧世帯構成員または世帯構成員の3親等内の血族が所有していた住宅でない。
- ⑨補助金の申請をする年度またはその前年度に売買契約を締結し、申請時点において建物及び土地の所有者が申請者または配偶者等の名義である。
- ⑩補助金の申請をする年度の前年度の3月1日以降に世帯構成員全員が補助対象住宅に住民票を異動している。
- ⑪住宅及び土地について、申請者又は配偶者等以外の者を債務者とする抵当権がない。

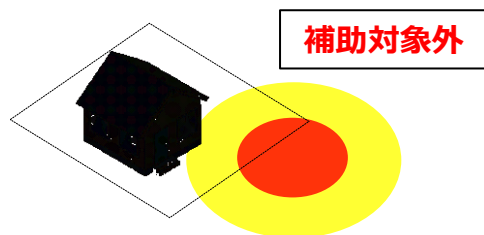
### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

#### ①住宅の存する土地が災害レッドゾーンに指定されていない。

##### 災害レッドゾーンとは…

- ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された**地すべり防止区域**
- イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された**急傾斜地崩壊危険区域**
- ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された**土砂災害特別警戒区域**

災害レッドゾーン内に住宅の存する土地が一部でも含まれる場合は、補助対象外です。



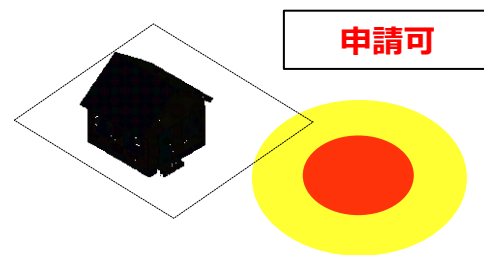
災害レッドゾーンの区域については、不動産事業者にお問い合わせいただくか、大阪府ホームページをご参照ください。

●堺市は大阪府鳳土木事務所の管轄です。

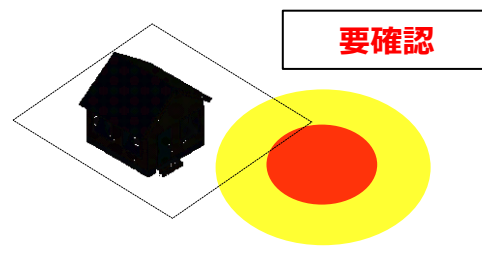
【URL】 [https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d\\_sitei.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html)



##### 敷地の一部がイエローゾーン



##### 敷地の一部がレッドゾーンに指定されていそうな場合



△上記ホームページで明らかに区域外であることが確認できない場合は、市で確認しますので事前相談をしてください。

※大阪府鳳土木事務所に備えている資料で確認しますので、確認に時間を要します。

### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

#### ①住宅の存する土地が災害レッドゾーンに指定されていない。

右表の地区の一部に該当区域があります。  
購入される住宅が以下に所在する場合は、  
レッドゾーンに指定されていないかご確認ください。

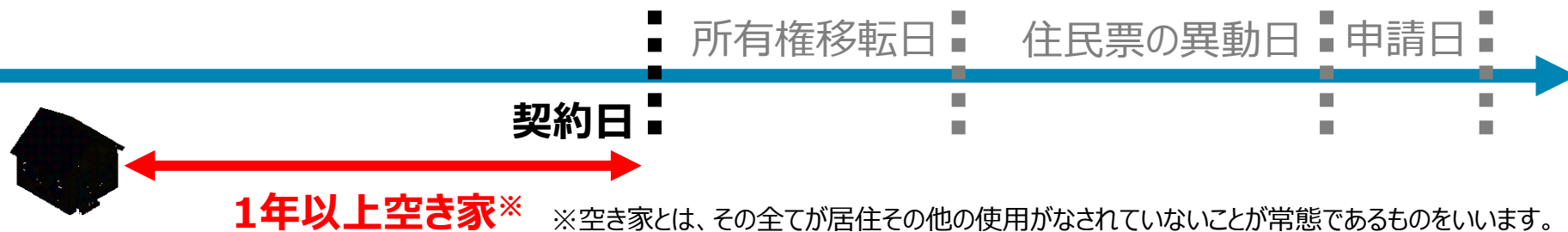


堺市内のレッドゾーンのある地名一覧 (令和6年3月末時点)		区	所在地
北区	百舌鳥西之町一丁	南区	赤坂台三丁
西区	家原寺町一丁		高倉台二丁
	家原寺町二丁		高倉台四丁
	太平寺		三原台一丁
東区	西野		宮山台二丁
	毛穴町		若松台三丁
中区	小阪		泉田中
	田園		片蔵
	辻之		釜室
	陶器北		小代
	檜葉		逆瀬川
	八田南之町		高尾二丁
	東山		富蔵
	平井		豊田
	深阪一丁		畑
	深阪四丁		鉢ヶ峯寺
	美原区		平尾
木材通			別所
			美木多上
		和田	

⚠ 最新の情報は前項に記載の府HPをご確認ください。

### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

②申請者が住宅の売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であった。



⚠️ 売主などが売買契約の1年以内まで住んでいた場合は対象外です。

1年以上空き家であったかについては、**売主または不動産事業者等にご確認ください。**

#### 要件の確認方法 (①または②で確認します)

① **売主に**、空き家となった日や空き家であったこと等を記した**申立書を提出**いただく

申立内容

〇〇年〇月〇日以降は、空き家（その全てが居住その他の使用がなされていないことが常態）であったことを申し立てます。

② 電気・ガス・水道のいずれかの**閉栓日がわかる書類を提出**いただく

※閉栓日がわかる書類は、従前の使用者が電気事業者・ガス事業者・堺市上下水道局のいずれかにお問い合わせの上、取得してください。

### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

#### ③耐震性能を有していること。

補助対象住宅の建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載の新築年月日により確認方法が異なります。

登記事項証明書 に記載の 新築年月日	・昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない	昭和56年6月1日 ～昭和57年5月31日		昭和57年 6月1日以降
		右記以外		
確認方法	以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し ・建設住宅性能評価書の写し ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、耐震改修工事完了検査合格証の写し		・検査済証 ・建築確認済証 ・建築確認台帳記載証明 のいずれかで、建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降と確認できる場合、その資料	追加資料不要

※1 建築士法第2条第1項の建築士、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の住宅瑕疵担保責任保険法人によって、耐震基準に適合していることが証明されているもの

※2 登録住宅性能評価機関によって耐震等級が1、2又は3であることが証明されているもの

※3 堺市住宅・建築物の耐震改修確認事業実施要領第13条の規定により交付を受けた耐震改修工事完了検査合格証の写し

### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

#### ④ 建築基準法令の規定に違反し、堺市が是正等の命令を行った建築物でない。

建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令を受けていないことです。不動産事業者にご確認いただくか、堺市住宅施策推進課までお問い合わせください。

#### ⑤ 世帯の構成員全員の居住の用に供する。

住民票に記載されている世帯全員が、その住宅に住むことが要件です。

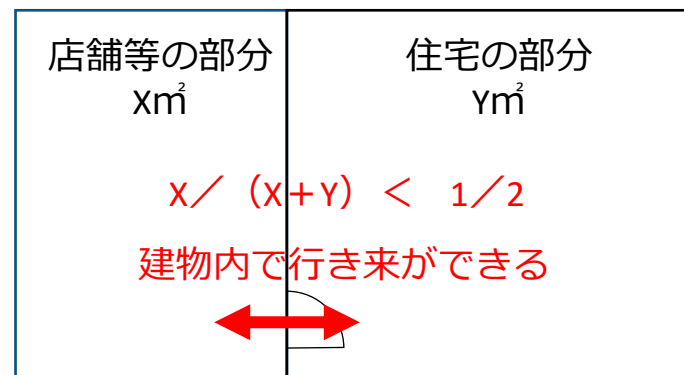
#### ⑥ 一戸建ての住宅または長屋住宅である。

⚠ 長屋住宅でも**区分所有建物は対象外**です。

住宅と店舗兼用の建物でも、以下を満たせば補助対象です。

- ・店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の**1/2未満**(兼用している部分は面積案分)
- ・構造的に**建物内でつながっている**

※店舗等の用途を兼ねた住宅の場合、申請時には店舗等の部分と建物全体の延べ床面積が分かる図面が必要です。



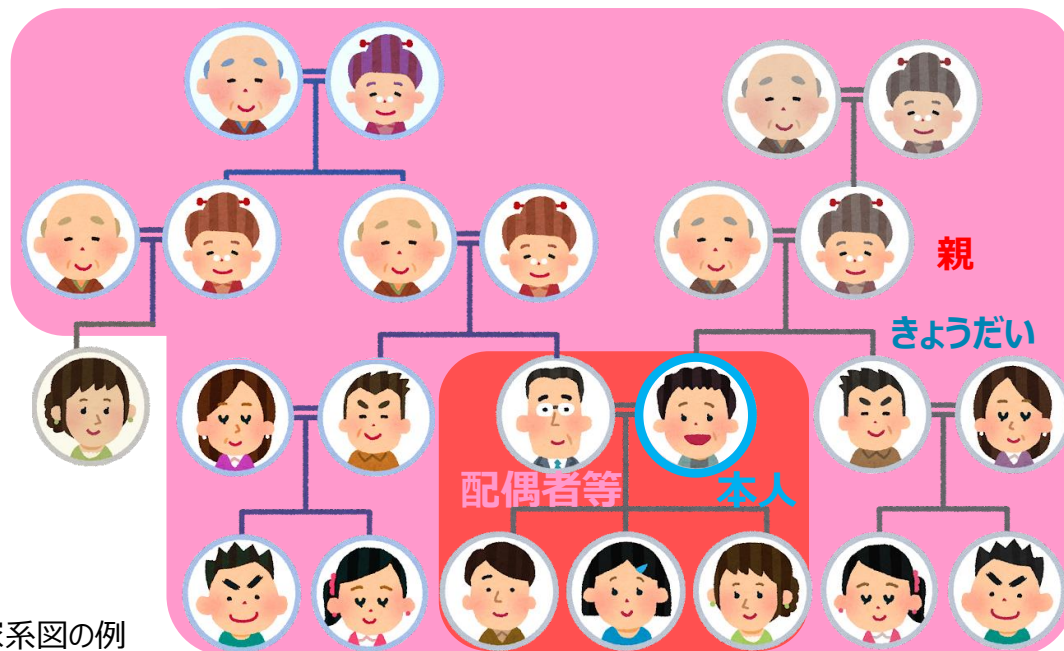
### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

#### ⑦ 建物状況調査を実施している。

建物状況調査とは、**宅地建物取引業法に規定された既存住宅の調査**で、建築士の資格をもち、一定の講習を受けた検査員が、外壁や屋根などの劣化状況を調査します。

住宅の購入前に調査を実施していなくても、**補助金の申請までに調査を実施**していれば補助対象です。

#### ⑧ 世帯構成員または世帯構成員の3親等内の血族が所有していた住宅でない。



家系図の例

- …世帯構成員
- …世帯構成員の3親等内の血族



### 3. 住宅要件 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

⑨補助金の申請をする年度またはその前年度に売買契約を締結し、申請時点において建物及び土地の所有者が申請者または配偶者等の名義である。

令和6年度に申請する場合は、**令和5年4月1日以降に契約したものが対象**です。

ただし、令和6年度より拡充した「**配偶者等がない世帯**」にあつては、**令和6年4月1日以降に契約したものに**限ります。

#### ・土地及び建物の所有者（名義人）と申請の可否について

建物の所有者	土地の所有者	申請の可否	建物の所有者	土地の所有者	申請の可否
本人	本人	○	本人	配偶者等	○
本人と配偶者等	本人	○	配偶者等	本人	○
本人と配偶者等	本人と配偶者等	○	本人	本人と親	×

⑩補助金の申請をする年度の前年度の3月1日以降に世帯構成員全員が補助対象住宅に住民票を異動している。



令和6年度に申請する場合は、**令和6年3月1日以降に住民票の異動をしたものが対象**です。

### 3. 住宅要件 （堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金）



**⑪住宅及び土地について、申請者又は配偶者等以外の者を債務者とする抵当権がない。**

建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）にて要件確認をします。

**以上11項目が、住宅要件です。**

## 4. 必要な書類

## 4. 必要な書類 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

### 申請時に必要な書類 (注) ⑧及び①～③は該当する世帯のみ必要となる書類です。

#### ①市指定の申請様式一式

#### ①世帯全員の住民票の写し

① 堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯  
又は堺市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯の場合、宣誓書受領証のコピー

#### ②世帯全員の戸籍の附票や住民票の除票等の写し

② 婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯で、申請者・配偶者のいずれか、もしくは、どちらもが本市内で親族と同居していた場合、同居していた建物の登記事項証明書(全部事項証明書)のコピー

#### ③-1補助対象経費に係る領収書のコピー

#### ③-2売買契約書のコピー

#### ④補助対象住宅の建物及び土地の登記事項証明書(全部事項証明書)のコピー

④ 店舗等の用途を兼ねた住宅の場合、店舗等の部分と建物全体の延べ床面積が分かる図面

#### ⑤建物状況調査の結果が分かる書類

#### ⑥耐震性能を有していることが確認できる書類

#### ⑦補助対象住宅が、売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であったことが分かる書類

#### ⑧世帯構成員が本市内の賃貸住宅からの転居の場合、前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類

## 4. 必要な書類（堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金）

### ①市指定の申請様式一式

市ホームページでダウンロードいただくか、住宅施策推進課の窓口で配布しています。  
申立書のひな形も市ホームページに掲載しています。

### ①世帯全員の住民票の写し

- ・ 世帯全員の**続柄入り**
- ・ 個人番号の記載なし
- ・ 補助金の申請日から遡って**1か月以内に交付**されたもの
- ・ 堺市内の各区役所市民課、マイナンバーカードを持っている場合は一部のコンビニで発行できます。

### ①堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯又は 堺市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯の場合、宣誓書受領証のコピー

該当する世帯のみ必要となる書類です。

宣誓書受領証の氏名欄に通称名を用いている場合は、受付印のある宣誓書の写し（両面）のコピーも提出してください。

## 4. 必要な書類（堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金）



### ②世帯全員の戸籍の附票や住民票の除票等

**前住所地にいつから居住されていたかを確認**するのに必要な書類です。

戸籍の附票や住民票の除票を提出できない場合は、前住宅の賃貸借契約書など、世帯構成員が前住所地に1年以上居住していたことが分かる書類が必要です。

### ③婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯で、申請者・配偶者のいずれか、もしくは、どちらもが本市内で親族と同居していた場合、同居していた建物の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー

該当する世帯のみ必要となる書類です。

親族が所有している建物か（申請者名義でないか）どうかを登記事項証明書で確認します。賃貸住宅で親族と同居していた場合は、賃貸借契約書のコピーをご提出ください。

### ③-1補助対象経費に係る領収書のコピー

空き家の購入費を全額支払っていることを確認します。

空き家の**購入費・領収年月日の記載があるもの**が必要です。

### ③-2売買契約書のコピー

売買**契約の年月日の記載、売買人双方の押印**のあるものが必要です。

## 4. 必要な書類（堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金）



### ④ 補助対象住宅の建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー

法務局で取得できます。

- ・ 建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、居住の用に供されたことがあること
- ・ 建物及び土地の**所有者が申請者、又は申請者及び配偶者等の共有であること**を確認します。

### ◎ 店舗等の用途を兼ねた住宅の場合、店舗等の部分と建物全体の延べ床面積が分かる図面

該当する世帯のみ必要となる書類です。

- ・ 店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満であること
- ・ 構造的に建物内でつながっていることを確認します。

### ⑤ 建物状況調査の結果が分かる書類

一定の講習を受けた建築士が調査したもので、構造上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分を調査した結果が分かる報告書等を提出してください。

## 4. 必要な書類 (堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)

### ⑥耐震性能を有していることが確認できる書類

補助対象住宅の建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載の新築年月日により提出書類が異なります。

登記事項証明書 に記載の 新築年月日	・昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない	昭和56年6月1日 ～昭和57年5月31日		昭和57年 6月1日以降
		右記以外		
確認方法	以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し ・建設住宅性能評価書の写し ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、耐震改修工事完了検査合格証の写し		・検査済証 ・建築確認済証 ・建築確認台帳記載証明 のいずれかで、建築確認済証の 交付日が昭和56年6月1日以 降と確認できる場合、その資料	追加資料不要

- ※1 建築士法第2条第1項の建築士、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の住宅瑕疵担保責任保険法人によって、耐震基準に適合していることが証明されているもの
- ※2 登録住宅性能評価機関によって耐震等級が1、2又は3であることが証明されているもの
- ※3 堺市住宅・建築物の耐震改修確認事業実施要領第13条の規定により交付を受けた耐震改修工事完了検査合格証の写し



## 4. 必要な書類（堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金）

### ⑦補助対象住宅が、売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であったことが分かる書類

提出する書類は、以下のいずれかです。

- ・ 売主が作成する**申立書**

※右記参照。

※参考様式は市ホームページでダウンロードできます。

- ・ 電気・ガス・水道のいずれかの**閉栓日がわかる書類**

※閉栓日がわかる書類は、従前の使用者が電気事業者・ガス事業者・堺市上下水道局のいずれかにお問い合わせの上、取得してください。

申立書	
令和 年 月 日	
建物所在地	
堺市 _____ 区 _____	
上記建物について、_____年 月 日以降は空き家(その全てが居住その他の使用がなされていないことが常態)であったことを申し立てます。	
売主	
住所 _____	
氏名 _____	

### ⑨世帯構成員が本市内の賃貸住宅からの転居の場合、前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類

該当する世帯のみ必要となる書類です。

- ・ 前住宅の賃貸借契約書のコピー、家賃支払い証明書など。
- ・ 申請者・配偶者等が別々の賃貸住宅からの転居の場合は、それぞれの前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類。

